

公売の実施・税負担の公平のために

西原町では自主財源を確保し、「税負担の公平」という観点から滞納者に対して不動産、給与、預金、賃貸料等の差押を行っています。

その上、納税の指導や催告に応じない長期の滞納者については、不動産の差押及び公売を実施しています。

今年は**11月29日（火）**に公売日を設定し準備を進めています。町は、今日まで税負担の公平性の確保という観点から「滞納はダメです」を納税者に呼びかけてきましたが、それでも納税に応じない滞納者については今後も差押を行い、公売を実施するなど税収の確保に努めていきます。

町税は、道路や公園の整備、福祉、教育、消防、ごみ処理など暮らしに欠かせないものです。本町の財政は依然として厳しいことから、滞納の一掃と自主財源の確保のため、みなさまのご協力をお願いします。

公売財産については、幅広く買受人、入札希望者へ案内します。

お問い合わせ 総務部税務課 滞納整理班 ☎945-4729

北那覇税務署からのお知らせ

○「税を考える週間」〔11月11日（金）～11月17日（木）〕

テーマ：「税の役割と税務署の仕事」

～国税へのIT化・国際化への対応及び国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用促進～

平成23年度は「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、税の役割、適正・公平な課税と徴収の実現に向けた庁局署の取組や国税庁のIT化・国際化に対する諸施策について紹介します。また、本年度の重点広報項目である「e-Taxの利用促進」に向けた情報を提供していきます。

期間中の主な活動

- **マスメディアを活用した広報**
テーマに即した情報を紹介するためにバナー広告などを活用して国税庁ホームページに誘引する広報を実施します。
- **関係民間団体等との連携**
関係民間団体や地方公共団体と、各種施策を協力して実施します。

～平成23年度「税を考える週間」講演会・相談会～

開催日：平成23年11月15日（火）

場 所：沖縄県立博物館・美術館
(沖縄県那覇市おもろまち3丁目1番1号 Tel.098-941-8200 FAX098-941-2392)

	会 場	時 間
税に関する講演会	沖縄県立博物館美術館（講堂）	10:30～12:00
無料税務相談会	沖縄県立博物館美術館（博物館講座室）	12:00～15:00

講演テーマ：「転ばぬ先の税金知識」（仮）不動産を譲渡・贈与する前に、相続が発生する前に知っておきたい税のこと。

講 師：沖縄税理士会 税理士 宮城秀敏 氏

<お問い合わせ>：沖縄税理士会 ☎098-859-6225 FAX098-859-6223

総務部税務課からのお知らせ

■ 西原町税条例の一部が改正されました

今回の条例改正は「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第83号）の公布に基づき、平成23年9月定例議会において議決されたものです。主な内容は次のとおりです。

①寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ

寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げます。

※平成23年1月1日以降に支出した寄附金から対象。（平成24年度分以後の個人住民税について適用します）

②徴税に関する罰則規定の見直し

・町民税や軽自動車税等に係る不申告に対して、過料の上限額が3万円から10万円に引き上げられます。

・たばこ税・鉱産税について、不申告に関する過料（上限10万円）が創設されます。

※見直しは平成23年11月9日より適用。

③肉用牛の売却による課税の特例について

・「肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例」が、平成24年度までとされていたものが平成27年度まで再延長されます。

■ 東日本大震災により被害を受けられた方へ

東日本大震災で被害を受けられた方は、地方税の軽減措置等を受けられます。軽減措置等を受けるためには、手続きが必要になる場合もあります。詳細については、総務部税務課にお問い合わせください。

税 目	概 要
固定資産税	警戒区域内にあった住宅用地や家屋に代わる土地・家屋を取得した場合、固定資産税の軽減措置を受けることができます。
軽自動車税	警戒区域内にあった軽自動車で自動車検査証の返納等がなされた軽自動車には、平成23年3月11日にさかのぼって軽自動車税は課せられません。また、警戒区域内にあった自動車・軽自動車で永久抹消登録等がなされたものに代わる軽自動車を取得した場合、平成25年度分までの軽自動車税が非課税となります。

また国税についても、所得税や自動車重量税などの特例があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。

■ あなたの「ふるさと寄附金」が被災地支援に

被災地の自治体への寄附金、自治体を通じての被災者への義援金は「ふるさと寄附金」として住民税・所得税の控除が受けられます。また、日本赤十字社や中央共同募金会等への義援金も「ふるさと寄附金」として控除が受けられます。詳しくは総務省東日本大震災関連情報ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）をご覧ください。

お問い合わせ 総務部税務課 ☎945-4729